

離婚届に必要なもの

- 離婚届書 1通
- 離婚の際に称していた氏を称する届書 1通
(戸籍法第77条の2届書)
※ 同日に届け出る場合のみ
- 届書を持参する人の本人確認書類 (マイナンバーカードや運転免許証等)
- 裁判離婚の場合、裁判所の発行書類の謄本 (調停、審判、和解、請求の認諾、判決)
- 富士宮市発行の保険証を持っている人で、氏名・住所・世帯主等が変わった人は、該当する保険の被保険者証
※ 届出が開庁時間内ではない場合には、後日、保険担当課にて作り替えの手続きをしてください。
- 富士宮市に印鑑登録している人で、氏が変わった人は、印鑑登録証
(名で登録している人はそのまま使えます。)
※ 届出が開庁時間内ではない場合には、後日市民課窓口にお持ちください。
- 氏名・住所が変わった人は、マイナンバーカード
※ 届出が開庁時間内ではない場合には、後日市民課窓口にお持ちください。

お願い

届出の際は、すべての項目に記入漏れがないか確認した上で、上記の必要書類等を持参してください。

- 婚姻前の氏にもどる者の本籍欄は記入しましたか。
(□夫、□妻 は □もとの戸籍にもどる、□新しい戸籍をつくる を選択し、レ点)
※ 同日戸籍法77条の2届出をする場合は空欄です。
- 親権を行う未成年の子の氏名を記入しましたか。
- 未成年の子の面会交流・養育費の分担についての取り決めにレ点をしましたか。
- 世帯のおもな仕事にレ点をしましたか。
- 証人二人に署名・生年月日・住所・本籍の記入をしてもらいましたか。
※ 裁判離婚の場合は、不要
- 夫・妻の署名はしましたか。
※ 裁判離婚の場合は、届出人の署名のみ

離婚届出と同時に住所異動をする場合は、後々のトラブルが考えられることから、同世帯であっても離婚した相手の住所異動はできません。

複数の届出と同時に使う場合や窓口の混雑状況によっては、書類審査等に時間を要することがございますので、時間に余裕を持ってお越しください。

届出後に戸籍の全部事項証明の交付を希望する場合、即日で発行できません。
あらかじめご了承願います。

《休日及び窓口業務時間外に、戸籍に関する届出をする場合について》

市役所1階の当直窓口で受け付けます。当直では、書類をお預かりするだけで、届出された書類は、翌業務日に担当職員が内容を審査します。

審査の結果、書類の不備が発見された場合は、再度来庁して補正していただくか、書類を返却して再度提出していただくことになります（この場合、離婚日が変わってしまうこともあります）。

富士宮市役所 市民課 電話(0544)22-1135